

平成21年柴田町議会第6回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（16名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
12番	舟山 彰	君	13番	佐藤 輝雄	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（2名）

11番	大坂 三男	君	16番	大沼 惇義	君
-----	-------	---	-----	-------	---

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

---

議 事 日 程 (第1号)

平成21年11月20日(金曜日) 午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
  - 第4 議案第2号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例
  - 第5 議案第3号 平成21年度柴田町一般会計補正予算
  - 第6 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成21年柴田町議会第6回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、11番大坂三男君、16番大沼惇義君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、17番白内恵美子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

---

---

### 日程第3 議案第1号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号柴田町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年8月に出された国の人事院勧告及び平成21年10月の宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員の月例給及び期末・勤勉手当の年間支給月数の引き下げ並びに住居手当の一部廃止について改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細説明したいと思いますが、皆様に議案第1号、第2号関係資料ということでお渡ししてあります。この内容につきましては、ご説明いたしませんので、この内容と、あと議案と見比べていただくと理解が得られるのかなと思ひまして、提出させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたが、本年8月の人事院勧告を受けまして、平成21年度の柴田町職員に係る給与及び諸手当等につきまして、勧告に基づく内容で改正するものでございます。

今回の改正の内容は3点あります。一つは、民間給料、月給の逆格差ということで、平均0.2%のマイナスというようなこと、これにつきましても、初任給を中心に若年層、1級から3級の一部を除きます。

それから、二つ目でございますが、期末・勤勉手当について、これも民間との格差がありますので、期末手当で0.25月分のマイナス、そうしますと、今3.00月分ですが、2.75月分となります。それから、勤勉手当で0.1月分のマイナスということで、現在1.50月分が1.40月分ということになります。合わせて年間支給が、現在4.5月分なんです、4.15月分となりまして、0.35月分が年間減額というようなこととなります。

それから、3点目でございますが、住居手当でございます。

新築、それから、購入後の5年間に限りまして支給している月額2,500円の廃止を行うものでございます。

それでは、議案書の1ページをお願いしたいというふうに思ひます。

議案第1号でございます。

柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付の町長名の上程でございます。

柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、第1条、1ページになります。それから、第2条、第3条が10ページになってございます。この3段階で改正を行うということの上程案になってございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、1ページにお戻り願ひまして、1ページの大見出しの第1条ということでございますが、ここにつきましては、住居手当の廃止と、12月期分の期末・勤勉手当、それから、職員の給与の改正をここでを行います。執行日につきましては、平成21年12月1日から施行するというところでございます。

それでは、改正条文の方に入っていきたいと思ひます。

改正条文の第10条の3、住居手当でございます。

改正前をごらん願ひたいと思ひますが、改正前の第10条の3、住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

第2号でございますが、当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他規則で定める者によって新築された、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるものということでございます。

この第2号と、次ページになります。次ページの第2項の第2号の前項第2号に掲げる職員2,500円とあるものを削除いたします。住居手当月額2,500円の支給を廃止するということになります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、同じく改正前でございます。下の段でございます。

改正前の第10条の3、第1項第2号、今説明した第2号を削除します。そうしますと、第1項は第1号のみの表記となりますので、今度は改正後、上の段になりますが、改正後では、改正前の第1号を第10条の3、第1項と表記するというふうな改正になってございますので、よろしくお願ひします。

2ページの改正後の第2項、これを削除しますので、そうしますと、改正前の第2項の第2号を削除したことによりまして、第2項は第1号のみというふうになります。第1号とイ、ロとなります。ですから、このイ、ロを第1号、第2号の号立てにして上に上げてやっているということの改正になりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

次に、第18条期末手当でございます。

12月に支給する期末手当を100分の160から100分の150に改正するものでございます。

次に、第19条、勤勉手当でございますが、勤勉手当も100分の75から100分の70に改正するというところでございます。

それから、給料でございますが、別表第1の給料表を別記1、4ページからになります。これが改正後になります。4ページからが改正後となります。それから、7ページから、これが改正前の給料表というふうになります。月額200円から最大で800円の引き下げというような形になります。平均0.2%でございますので、役職によって若い層については200円、それから、管理職等については800円程度の引き下げというふうになりますので、よろしく願いいたします。

それから、10ページになります。

10ページでございますが、大きな見出しの第2条でございますが、さきの議会におきまして、6月期分の期末手当を附則で定めまして、期末手当0.15分を凍結しておりました。これを本則で改正を行い、平成22年4月1日を施行日とするということの内容でございます。

それでは、改正条文の第18条期末手当でございますが、6月に支給する期末手当を100分の140から100分の125に改正するものでございます。

次に、同じ改正条文の第3条でございますが、大きな見出しの第3条でございますが、平成18年の前に給与構造改革がなされまして、現在、職員給与が4.8%削減されるということに平成18年度になりました。4.8%削減、実質給与表では削減された給与表になっているのでございますが、給与の切りかえに伴う経過措置といたしまして、給与の切りかえ日の給料月額が新給料表の月額に達するまで、その給料を保障するというところでございます。そういった条文が改正前の条文でございます。

今回の改正につきましては、現給を保障している分の職員にあっても、これは一律0.24%削減するというような人事院勧告がありまして、その関係で、今回改正させていただくということでございます。改正条文の第7条になります。給料の切りかえに伴う経過措置ということで、給料月額に達しないこととなる職員とある者を当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とすることを加えるものでございます。

このことによりまして、現給を保障されている職員にあっても0.24%の削減がされ、おおよそ月額1,000円の削減となります。くどいようでございますが、先ほどの説明では、管理職等については800円ということでございますけれども、これは新給料表では800円下がりますけれども、現給を保障されていますので、それ分については1,000円下がりますよということ

の内容になっていますので、ご理解願いたいと思います。

附則でございますが、この条例は、先ほどご説明しましたように、平成21年12月1日から施行するというようにしておりますが、ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するというようになってございますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番広沢 真君。
  - 7番（広沢 真君） 人事院勧告の民間との給与格差の問題で出されている勧告であります。現実には町内の企業の現状がどうなっているか、つかんでいる情報があったら教えていただきたいんですが。
  - 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
  - 総務課長（村上正広君） 具体的に町内の給与の実態調査なりを実施しているわけではございますが、各方面等の、町長と、それから私どもも、職員もお話を聞きますと、かなり厳しい状況にあると。厳しい状況にあるといいますが、どの程度厳しいんだというような形で、アンケート調査とか、そういったものもまだ実施していない状況でありますけれども、かなり厳しい状況にあると。ご案内のとおり、商店街につきましても、企業等につきましても、ここ過去数年来、倒産とか廃業に追い込まれている状況にあるというような形の認識でございます。
  - 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
  - 7番（広沢 真君） 当然町内の中小、あるいは家族経営の会社なんかを見ますれば、当然その景気動向を反映してかなり厳しいということは想像するわけですが、例えば誘致企業なんかについても、ぜひ例えば人事院勧告でこういうふうに言われたからということでのみにするのではなく、ぜひとも調査をして、やっぱり実態をつかむ努力をしてほしいなというふうに思うんです。
- 今、アンケートのお話もされましたが、今後、そういうアンケートなど実施する予定はあるのかどうか伺いたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
  - 総務課長（村上正広君） これにつきましては、状況に応じてというような回答になるかと思うんですが、私も前に商工観光課にいたときに企業等についての実態調査、その資本とか設立年月日、それから、給与等についてもやったんですが、なかなか記入していただけないというような実情もあります。その当時は、菱食なり誘致企業が結構来て、それで、一

番懸念されたのがアルバイトの賃金の格差が発生すると。ほかから来て、極端な話800円で、ほかの町では通常で800円なんだけれども、柴田町については750円とか、それを800円を支給されるとちょっとほかの企業もかなり痛手をこうむるということで、そういった意味で調査をした経緯も、私、今思い出したんですが、そういった場合についての状況に応じてアンケート調査も必要かというふうには考えます。

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 実は今、企業訪問をさせていただいております、地元企業並びに誘致企業を回らせていただいております。地元企業は、4勤3休制ということで、雇用を維持するのがもう目いっぱい、国からの雇用補助金をもらって、リストラをしないで耐え忍んでいるという状況でございます。2月に一時期回復の兆しがあったんですが、現在はやっと7割操業というような実態でございます。これからはますます厳しくなるということなので、給与それ自体を守れるかどうかの瀬戸際にあるというのが地元企業でございます。

誘致企業におきましても、これまでは比較的安定してきた段ボール製品の企業なんですが、そこさえも7割操業ということで、大変厳しくなっておるということですから、賃金を最低限確保するところにきゅうきゅうして、国からの補助金で今のところ雇用を確保している状況というのが実態でございます。これは直接お話を聞いた状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 要望ですけれども、結局町内企業の企業動向を把握するというのは、町民の生活実態を把握することにつながりますので、何らかの形でぜひ町としても実施していただきたいなというふうに思います。これは要望で結構です。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

7番。まず、原案反対の方の発言。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

私は、原案反対の立場で討論をしたいと思っております。

ただいまの質疑で町長の方からも補足説明がありましたけれども、町内の地元企業について、かなり大変な経営状態にあるというのは当然前提においてお話をしますが、ただ、私はこの時期に人事院が給与の金額の多少にかかわらず、引き下げを求める勧告を出すというこ

とについて見識を疑っております。先ほどの答弁にもありましたとおり、現在の景気動向を考えれば、いかなる金額であろうと消費マインドを抑えるような賃下げは避けるべきであります。そして、さらにまた、公務員の給与を下げたからといって民間の給与が上がるわけでは絶対ありません。むしろ今回の勧告については、景気動向をさらに冷え込ませる、そういう効果を持つものだと私は考えます。

さらに、民間企業のことを申しますれば、実際に政府の統計でも、それから、政府の統計をもとに出された民間の経済の研究所である労働運動総合研究所の調査でも、企業の内部留保が10年間で倍増しているという数字の結果が出ております。これは、1999年に209.9兆円内部留保、つまり企業のためこみ利益ですが、209兆円あったものがこの10年間で428.6兆円に達している。売上げが落ちている、あるいは生産調整をしている、そういうことを言いながらも、企業はこのように利益をためているのであります。

さらに、10年間で218兆円増加しておりますが、このうちの約70%は資本金1億円以上の企業がため込んでいるものであります。お気づきの方はいるかもしれませんが、1999年から大幅にこの企業の内部留保がふえているわけですけれども、1999年というのは、派遣労働が原則自由化された年であります。この年から企業のため込み利益が急速にアップしているということは、労働者の賃金を切り捨ててため込みの利益をつくっている。そして、このため込みの利益が史上最高額に達しているということであります。

民間の企業云々の問題を言うのであれば、国が公的機関の立場から、この企業の内部留保に対してメスを入れて、働いている労働者に還元を求める、そういう働きかけが今最も必要だと考えます。

また、町の動向で言えば、町役場は町内で最大クラスの事業所であります。役場の賃金の状況は、地域の民間企業の目安にもなります。ですから、民間が今現在低くても、役場が下げればさらに民間企業の給与を下げる、そういう結果につながっていくのは火を見るより明らかであります。公務員が高いか、民間が高いかではなく、今は民間の給料を上げること、そこに力を注ぐことが何よりも必要だと考えます。公務員と民間がお互いの足を引っ張り合って、際限のない給与削減競争をやることから、いち早く抜け出すことを求めます。

私はこのような立場から、今回出されている職員給与の削減の議案に対して反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） 原案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま職員の給与削減に反対する討論がありました。確かにそうかなという面もございます。しかし、先ほどの説明にもあったように、経済状況の悪化に伴い、民間での労働条件なども含めた社会情勢を、国の人事院が民間給与を参考にその年の公務員の給与を算定し、ことし8月に引き下げの勧告がなされたものであります。先ほども町当局からの説明があったように、町内の企業の経営状況を見てもやはり厳しいということであれば、人事院勧告を参考として勧告の内容に沿った職員給与等の引き下げは、十分社会情勢や町民意識を考慮したものであると思います。

私は原案に賛成したいと思います。同僚議員の皆様のご賛同をいただきたくよろしく願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、町長、副町長、教育長に関する給与について、平成21年8月の国の人事院勧告、11月12日に開催された「柴田町特別職給料等審議会」の答申を踏まえ、給料の減額及び期末手当の年間支給月数の引き下げについて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 説明の前に、皆様方にお上げしています提案理由の趣旨の中で、「柴田町特別職報酬等審議会」というふうになってございます。町長は、先ほど「特別職の給料等審議会」とお話しさせていただきました。大変恐縮でございます。「柴田町特別職給料等審議会」ということが正解になってございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、詳細説明に入りたいと思います。

議案書の13ページになります。

議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を次のように制定する。本日付の町長名でございます。

議案第1号でご説明申し上げました本年の国家公務員の人事院勧告をベースにいたしまして、柴田町の職員の給与、諸手当の改正を議決していただいたところでございますが、特別職につきましても、去る11月12日に開催いたしました柴田町特別職給料等審議会に、月額給料及び期末手当の減額改正を諮問した結果、原案どおり答申を得ましたので、今回議案の提出をするものでございます。

議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するということでございますが、議案第2号につきましては、これは1条から4条で構成してございます。

1条につきましては、町長及び副町長の期末手当及び給料の改正でございます。

なお、町長及び副町長につきましては、勤勉手当は支給してございませんので、期末手当のみというふうになります。

それでは、改正条文の第4条、その他の給与でございますが、12月支給分の期末手当を100分の175から100分の165に改正するものであります。

別表、これにつきましては、給料月額でございますが、町長は91万6,000円、それを91万1,000円といたしまして、5,000円の減ということで、率にしますと5.5%の減というふうになります。失礼しました。0.55になります。それから、副町長につきましては、70万9,000円を70万6,000円といたしまして、3,000円の減額に改正するものでございます。

次ページの2条でございますが、これも職員と同じように、さきの議会におきまして、6月期分の期末手当を附則で定めて0.15月分を凍結支給しておりましたが、本則で改正を今回行いまして、平成22年4月1日から施行日とするものでございます。

それでは、改正条文の第4条、その他の給与6月期支給分の期末手当を100分の160から100分の145とするものでございます。

次、大きな見出しの第3条になりますけれども、教育長の期末手当及び給料の改正でございます。

改正条文の第2条、給料であります。60万円を59万8,000円といたしまして、2,000円の減額ということにするものでございます。同じく、改正条文の第3条、諸手当でございますが、12月支給分の期末手当を100分の175から100分の165に改正するものでございます。

15ページになりますが、15ページの見出しの第4条でございますが、これにつきましても、6月期分の期末手当を附則で定め、同じく0.15を凍結支給しておりましたけれども、本則で改正を行いまして、平成22年度4月1日から施行日として実施するものでございます。

それでは、改正条文第3条、諸手当6月期支給分の期末手当を100分の160から100分の145とするものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。**

○13番（佐藤輝雄君） この町長の分、特別職まで含めて、平成21年の分のどのくらい浮くのか、推計ですね、それから、平成22年度の分、推計ではどのくらい浮くのか、その合計を平成21年度、それから平成22年度ということでお示しいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 1年間の削減がどのくらいになるのかというのを試算しております。町長で、給与については5,000円の12カ月ということで、6万円ということになりますし、期末手当については24万4,500円ということで、合計で30万4,500円というような形になります。同じような計算で、副町長が22万2,555円、教育長が18万200円、合計で70万7,250円というような形で、今回の上程した内容でいきますと、そういうような削減というような形になりますが、ただいま町長は10%、副町長が7%、教育長5%、そのほかにカットしてございますので、町長の場合につきましては、5,000円を差し引いた残りの10%をまだ削減と、副町長は3,000円を差し引いた残りのやつをまた7%削減、それから、教育長につきましては、2,000円を差し引いた額の残りの5%削減というようなことで、これは今の計算には入っていませんけれども、そういった形で平成21年度中は削減されるというような形の積算でござ

ざいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 質問の仕方が悪かったんですが、私が聞いているのは第1号議案も含めて、第1号、第2号議案含めて、議会の方だけ外してトータルで平成21年度はどのくらい、平成22年度はどのくらいと、こういうことです。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。

○総務課長（村上正広君） 大変失礼いたしました。全体的な話でございますね。全体的な話、職員全体でおおよそ4,000万円の削減になります。これにつきましては、給料、当然期末・勤勉手当、職員につきましてはですね。町長のは先ほど特別職は申し上げましたけれども、全体で、平成22年度で約4,000万円、平成21年度につきましては、遡及しませんので、その分については計算しておりませんが、おおよそこれに近い、当然6月期も削減して支給していますし、12月期も今回削減して支給しますので、大きいのは期末・勤勉手当でございますので、遡及しないというと、先ほどお話ししましたように、1人月200円から800円、給与保障されている者については1,000円ということで、その分は計算しておりませんが、おおよそ平成22年度で約4,000万円というような考え方でよろしいのかなと。

それから、平成21年度につきましては、それよりも約500万円ぐらいの減ということでいいのかなと思います。3,000万円ちょっとぐらいは減額というような形になってございます。これにつきましても、大体職員の給与とか何か全部計算して、若干削減6月でやっていますので、12月で削減というような形でご提案させていただくような形、予算上なろうかと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第3号 平成21年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第3号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、むつみ学園移転に伴う工事において増額となりましたので、予備費対応措置において補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、補足説明を求めます。まず、企画財政課長、次に、都市建設課長。まず、企画財政課長をお願いします。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、補正予算の内容について詳細説明いたします。

議案書18、19ページごらんください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、むつみ学園移設に係る整備費の増額等によるものです。必要な財源415万3,000円は、予備費を充てることとしましたので、歳入歳出とも総額での増減はありません。

歳出です。

20ページお開きください。

款3、項2、目8児童デイサービス事業費、節13委託料で、耐震設計に係る経費を55万4,000円減額しています。これは、事業費確定によるもので、補正後この委託料現計は54万6,000円というふうになります。

節15工事請負費で、470万7,000円の増額です。これは、詳細設計の中でトイレの水洗化工事、冷房設備費等で大幅な増額がありました。施設改修工事費として439万2,000円の増、この項目の予算現計としては1,439万2,000円となります。また、現在の施設を国に返却することになりますが、現況復帰工事が必要になったため、その工事費も合わせて計上しています。解体撤去工事費として31万5,000円を見込んでいます。工事請負費はその合計になります。

款13予備費、これを財源として充てました。415万3,000円の充当後、予備費の予算現計は1,456万円となります。以上、補正事案の説明です。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私の方からは、増額分の工事の中身をご説明申し上げたいと思います。

当初1,000万円で改修工事予定したんですが、現実的には耐震に伴う補修等で設計を組んでございました。ところが、現地の状況等々を確認いたしますと、部分的な耐震改修の塗装等の内装工事を見ていたんですが、それですと大分仕上がりの違いがかなり明確になってくるということがございまして、一部耐震改修に伴う、例えば内装工の塗装等につきましては、全室塗装するというのも今回プラスになった要因でございます。

具体的に中身を説明申し上げます。

今回、予定しておりました工事プラス400万円の中身でございますが、400万円のプラスになった中身につきましては、一つは、先ほど申し上げた内装関係、その全面的な塗りかえ及び外周、外壁も部分的には耐震補強で補強した部分の一部亀裂の補修とか、作り直した部分の塗装とか見ていたわけですが、一部だけだと、やはりまだらな仕上がりになってしまいますので、今回、あわせてすべて外壁についても吹きかえをするということで考えております。

議員の皆さんおわかりのとおり、昭和56年度の建設の建物ですので、大分屋根、外壁等も劣化してございますので、それらについてリニューアルするというので、耐久性を高めるということにしております。もう一つが、これは保護者の皆さんからの要望等もあったんですが、教室側から出入りするテラスがございまして。その部分にスロープ等の設置及び雨よけのためのひさしの長さをふやしてくださいというふうな要望がございまして、それなどもプラスになってございます。

それから、一番単体としては大きいんですが、トイレの方なんです。実は簡易の水洗ということで貯留槽方式、くみ取り方式で検討してございました、当初段階です。それを今回は農村公園の合併浄化槽、身近にあるということでございますので、水洗化にするということで、そこまでの污水管の布設を今回増としております。

そのほかに、大分集会室というふうな位置づけで使われていたと思うんですが、照明器具関係の大分劣化がございまして、安定器の不良の照明器具がございまして。それらについては、すべて新規取りかえということで、その部分をプラスいたしますと、補正額439万2,000

円ということになります。トイレ周りにつきましては、今まで子供さんが使っておりましたし、児童館として開設していた時代については、子供さんのトイレ、あと先生方のトイレ、それらについても水洗化に伴って、壁は残しながら床、それから便器等とすべて全面改修ということで、かなりきれいな清潔なトイレになろうかと思えます。

以上が今回のプラスの内容でございます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入と歳出一括といたします。質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 一つは、耐震設計委託料なんですけど、これは最初に予定したのからプラスアルファになった分なのがこの金額なのか、その耐震のやつが最初。

それから、2番目がむつみ学園の一部解体撤去なんですけど、これはまだ残っているのか、すべて撤去が終わるのか、その2点お願いします。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 耐震設計で、当初110万円で予算要求してございました。これについては、むつみ学園の移設に伴う一部模様がえ等の設計も見込んでおったんですが、実際の委託するときには、耐震する部分のみの設計ということに切りかえまして、あとは町独自で設計書を作成するというので、その分が減額になったということです。

もう1点のむつみ学園の解体の関係なんですけど、国から借りていた施設については、そのままお返しするんですけど、町独自で増築した部分がございます。渡り廊下とか物置なんですけど、約10坪ちょっとです。それらについては、現形復旧で、町で財産をそこに設けたものについては解体してくれというふうな指示がございまして、それについての解体ということがございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかに、3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） まず、新しい方のむつみ学園の場所なんですけれども、建物以外の校庭というのか庭がありますよね。あそこで何か記念写真撮ったようなやつを見せてもらったことあるんですけども、実際に今度連日利用というふうになると、大変いろいろな花があつたりとか、いろいろな施設があつて公園もすぐそばにあるんで、その辺の利用で制限されることがあるのかどうかというところが1点。

それからあと、旧、古い方の建物ですね、あれは先ほど解体部分があるというお話でしたけれども、全体としてその後はどういうふうになるのか、それについて教えていただきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、回答させていただきます。

隣接する公園等の制限があるのかというご質問かと思うんですけども、そういうことは考えてございません。農村公園ということで、もう既にあるものでございますので、そういう制限はしておりません。ただ、今回、むつみ学園として運営をしますので、その施設自体はむつみ学園としての使用ということになるということでございます。

現在、今使っている施設につきましては、国から借りているものですから、そちらは国の方にお返しするものですから、その後の計画につきましては、まだ国の方からのお話は聞いてございません。ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 人の手にわたるわけですから、それはそのとおりでと思うんですけども、何せ環境が余りよくないから、そのままされているというと、どんどん、どんどん悪くなりますよね。ああしろ、こうしろとは言えないのかもしれないんだけど、その先のことというのは協議するというふうな予定ではあるのかどうかということでお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私、今のむつみ学園設立時に内装の改装工事手がけたものから、その当時を振り返りますと、当然、今現在ある施設、借りているわけですが、それらについては、当時改築等を実施しまして、許可をいただいて内装とか外装をかえた経緯がございます。当然町の財産として、今回、先ほど申し上げたように増築した分については、国の財産ではございませんので、当然解体してくれというふうな指示がございます。

財務局さんの考え方は、今は国有地そのまま残しておくということは考えてないようですので、将来的には解体した上で転売を考えるんじゃないかなというふうには思っていますが、まだ国の方からはどのようにするというふうな明確な回答がない状況ですので、想定ということでご理解願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。

ただいま議題となっております、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成21年8月11日に人事院の勧告に示した公務員の給与改定に照らして、本町議員もみずから削減する必要があるとの判断から、議員報酬について議長、副議長及び議員の月額報酬を1,000円削減するものです。また、期末手当についても、今年度以降、6月に支給する期末手当を0.15カ月分削減し、100分の145に、12月に支給する期末手当を0.1カ月分削減し、100分の165とするものであります。

報酬については、平成21年12月から、期末手当については、12月分が平成21年12月から、6月分については、平成22年4月からの適用となります。同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年柴田町議会第6回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年11月20日

議 長

署名議員 番

署名議員 番